

答 申 書

2016年2月12日

公益社団法人日本歯科技工士会

総合政策審議会

2016年2月12日

公益社団法人日本歯科技工士会
会長 杉岡 範明 様

公益社団法人日本歯科技工士会
総合政策審議会
委員長 三島 良之

総合政策審議会答申書

諮問のありました下記事項について、2014年11月以来、数度にわたる討議の結果を答申いたします。

諮問事項

1. 歯科技工士の資質向上について
2. 歯科技工士の環境整備について

構 成 員

役 職	氏 名	所 属 等
委 員 長	三 島 良 之	熊本市議会議員・前議長（熊本県歯科技工士会所属）
副 委 員 長	時 見 高 志	公益社団法人日本歯科技工士会副会長
委 員	岩 澤 毅	日本歯科技工士連盟副理事長
”	上 野 博	公益社団法人日本歯科技工士会理事
”	奥 田 克 爾	東京歯科大学名誉教授
”	奥 村 英 世	公益社団法人日本歯科技工士会常務理事
”	尾 崎 順 男	日本歯科大学東京短期大学教授
”	鈴 木 隆 夫	日本歯科技工士連盟副会長
事務局 長	夏 目 克 彦	公益社団法人日本歯科技工士会専務理事

委員五十音順

オブザーバー	古 橋 博 美	公益社団法人日本歯科技工士会相談役
--------	---------	-------------------

総合政策審議会答申書

2016年2月12日

■基本的な考え方

歯科技工士の将来展望については、平成5(1993)年2月に「歯科技工士に関する有識者懇談会」の答申がなされ、『21世紀を展望した歯科医学・医療に対応する歯科技工士はいかにあるべきか』を具体的な活動目標として示し、現在まで日本歯科技工士会の活動の指針となってきた。

超高齢社会を迎えた今日、歯科技工士に求められる役割と責任は大きい。しかし、歯科技工士学校養成所（以下、歯科技工士教育機関）への入学希望者が減少するとともに、年齢階級別に見た就業歯科技工士は、平成26(2014)年末時点で50歳以上が46.6%と、高齢者の比率は年々高くなり、近い将来の歯科技工士不足が懸念されている。

また、若い優秀な歯科技工士の離職を抑制し、将来にわたって歯科技工の安定的な供給を図るためには、彼らが希望を見出せるよう、労務環境などの歯科技工を取り巻く環境の整備が必要である。具体的には、歯科技工士によって作成される歯科補てつ物が、質的評価に対して相応の経済的評価が担保されることが急務であり、公的医療保険制度の中での歯科技工の位置づけを明確にする等、歯科技工士の業務を適正に評価するための施策が求められる。

歯科技工士の社会的地位の向上に関しては、歯科技工士自身が当事者として不断に歯科技工士の役割を社会に発信するとともに、国の政策の中に明確な位置づけを求める必要がある。

平成24(2012)年11月には、厚生労働省医政局長の下に有識者を集めて、歯科医師臨床研修制度の見直しや各都道府県で実施されている歯科技工士国家試験の在り方、出題基準等の検討を行うための『歯科専門職の資質向上検討会』及び専門の事項について、さらに検討を加える『歯科技工士ワーキンググループ』が設置された。この中で、歯科技工士の教育、歯科技工士国家試験等について検討が重ねられ、平成26(2014)年3月に報告書がまとめられた。その結果、歯科技工士全国統一試験については、平成26(2014)年6月25日に歯科技工士法が改正され、平成28(2016)年から実施されることになった。

このような状況を踏まえて、本審議会は、歯科医療に欠かせない専門職である歯科技工士が、将来に夢と希望を抱けるよう「歯科技工士の資質向上」と「歯科技工士の環境整備」についての施策を整理し、以下の提言を行うこととした。

この提言が、歯科技工士のナショナルセンターである日本歯科技工士会の今後の活動の指針になれば幸いである。

■課題と対策

1. 歯科技工士の資質向上

歯科医療の高度化や患者ニーズの多様化によって、歯科医療の一端を担う歯科技工士の資質向上は不可欠な課題となっている。

また、歯科技工士の資質向上を実現させるためには、養成の在り方と卒後教育、歯科技工所の管理者教育、職能活用及びチェアサイドへのアプローチ等の推進を図ることが重要である。

(1) 社会的変化への対応

超高齢社会の到来に伴い、歯科医療の中で歯科技工士に求められる役割が、ますます重要になってきている。歯科技工士には、進歩する歯科医療に貢献するため、専門的な知識と技術の向上はもとより、歯科医師や患者が求めていることを的確に捉えるコミュニケーション能力も備える必要がある。

また、いわゆるコンピューター支援による歯科技工も CAD/CAM テクノロジー等の歯科技工技術が応用され、新素材や新技術に適応した人材の育成も求められる。

(2) 歯科技工士の養成の在り方

ア 教育の大綱化と単位制

歯科技工士の就業場所は、平成 4 (1992) 年頃より歯科診療所に比して歯科技工所の割合が高くなり、近年は、約 70%が歯科技工所を就業場所としている。新卒歯科技工士の資質については、その主な受け入れ先である歯科技工所にとって最も重要な課題の一つである。

現在、歯科技工士教育機関における教育は、大多数が 2 年制で行われている。

歯科技工士の教育については、前述の「歯科専門職の資質向上検討会」、「歯科技工士ワーキンググループ」の場でも、定められた教育時間と修得させなければならないレベルを達成させるための時間に隔たりがあるとの議論があった。

一方、主な就業現場である歯科技工所は、社会の変遷によって、歯科医療従事者として必要な教養や歯科技工技術の革新に見合う見識など、これまで以上の資質を備えた新卒歯科技工士を求めている。

このような状況のなか、教育については、平成 13 (2001) 年の厚生労働省「歯科技工士の養成の在り方等に関する検討会の意見書」において教育内容の大綱化を図り、単位制を導入していくことが必要であると示され、前述の「歯科専門職の資質向上検討会報告書」では教育内容の見直しの方向性において、養成施設が独自性を発揮して、積極的に弾力的なカリキュラムの編成に取り組めるように、最低限必要な知識や技能を見直し、教育内容の大綱化を図り、単位制の導入にむけて検討すると示されている。

以上のことから教育内容の大綱化と単位制の導入のための準備を早急に行う必要がある。

イ 修業年限の延長

前述の「歯科専門職の資質向上検討会報告書」において、教育内容をより充実し、修業年限の延長や学級定員の減員を行うべきとの指摘がある。その一方で、学生の確保や施設整備に伴う費用負担が必要となる等、養成施設における経営上の問題も指摘されている。修業年限の延長や学級定員の減員については、今後検討すべき課題であるが、歯科技工に係る技術革新や修復材料の多様化への対応といった歯科技工を取り巻く環境の変化や、歯科技工士に係る関係団体での意見調整等を踏まえた上で、対応すべきであると示されている。

このことから、修業年限の延長については歯科技工士に係る関係団体でさらに協議を進め、「歯科技工士学校養成所指定規則」の改正について検討する必要がある。

ウ 臨地実習と公的奨学金制度

歯科技工士教育機関の学生の歯科技工業務見学等の実施については、日本歯科技工士会と全国歯科技工士教育協議会が連携して、一定の要件を満たした歯科技工所を教育と臨床の間隙を埋める場として積極的に活用する制度構築を行い、新卒歯科技工士が基礎学習から臨床に対応するために必要な技術能力の習得を支援すべきである。このことにより歯科技工士学校養成所の学生の就職後の不安を解消するとともにスムーズな定着にも繋げるべきである。

なお、他の医療関係職種と比較して、歯科技工士教育機関に進学する者が利用可能な公的奨学金や修学資金貸付制度等の整備が遅れていることから、早急な制度等の整備と普及が必要である。

(3) 歯科技工士の卒後教育

医療関係従事者にとって生涯研修は必要不可欠であることから、卒後教育についても日本歯科技工士会が主体となって、統一された計画の下、社会教育セミナー、卒後セミナー、休業復帰支援セミナー等、目的別の研修会を必要とされる地域で実施することが望まれる。

様々な理由により就業していない歯科技工士が、職場復帰を希望した場合の知識と技術を支援するための対策を講じることが必要であり、特に、女性歯科技工士の出産や育児によって、長期に離職した場合の対策は急務であり、取得した国家資格を有効に活用して社会に貢献できるシステムを構築するのは当然である。

また、歯科技工所の管理者教育については、現在、その法的制度がないことから、歯科技工所の構造設備基準の準拠や「歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針について」(平成24(2012)年10月2日医政発1002第4号)の通知に示された内容の実施を促すとともに、労務管理、労働安全衛生等の講習会等を積極的に開催し、これらの教育をとおして管理者に対する認定制度等を構築することが求められる。

(4) 患者への立会い

歯科診療所等に勤務する歯科技工士だけでなく、歯科技工所で従事する歯科技工士も歯科医師の指示に基づいて患者さんの立会いを経験している。平成 24(2012)年に実施された日本歯科技工学会との調査協力事業(「診療室内における歯科補てつ装置の審美性・機能性等の調和および確認等による歯科技工士の技術評価に関する研究」)の報告では、色調や形態、排列の観察などに関わる立会いを行った場合、歯科補てつ物の品質向上や患者の満足度の向上が図られると報告されている。歯科技工士の職能を活かし、歯科技工士がより積極的にチェアサイドへのアプローチを行うため、将来の修業年限の延長を視野に、教育カリキュラムの構築を図り、適正な評価が得られるための環境整備が望まれる。

2. 歯科技工士の環境整備

歯科技工の環境整備については、その経済の動向が大きな要素を占めはするが、歯科技工士の一人ひとりが当事者として、中長期的な社会や技術の変化を見据えながら、歯科技工士の社会的認知度を高め、経済のグローバル化等にも対応する方策を確立する必要がある。

(1) 歯科技工経済の改善

歯科技工士の環境整備のためには、適正な歯科技工経済の実現が不可欠である。

超高齢社会において、歯冠修復及び欠損補綴の円滑な供給が一層重要性を増すことにかんがみ、良質な歯科医療の確保に資することを目的として、昭和 63(1988)年に厚生省告示第 165 号(いわゆる『七：三大臣告示』)が発せられた。しかし、その後、平成 4(1992)年に日本歯科医師会と日本歯科技工士会の「合意の精神」に沿った円滑な実施が文書で確認されているが、実効性を伴っていない。

健全な歯科技工所運営に資する良好な歯科技工経済を実現させるためには、特に社会保険歯科診療報酬において、製作技工に要する費用が担当者に正当に届くシステムを構築する必要がある。そのためには、まず、①社会保険歯科診療報酬の第 12 部歯科修復及び欠損補綴の通則の 5 に含まれる項目について通知する。②社会保険歯科診療報酬に製作技術点数を別掲する。③「歯科技工所管理者講習会」等を各地域で開催し、社会保険歯科診療報酬制度や歯科技工所経営についての情報と知識を普及させるための活動が必要である。

(2) 社会的認知の向上への取組み

歯科技工士という職業に対する社会的認知は、関係者が認識する以上に進んでいないのが現状である。歯科技工士の社会的評価を高めるためにも、その役割を社会に知らしめるための情報発信が必要である。

また、18 歳人口が減少する中で、歯科技工士を職業として選択する若者を一定数確保するためには、これまで述べてきた「歯科技工士の資質向上」と「歯科技工士の環境整備」についての早急な施策実施が不可欠である。その上で、関係団体と協調して歯科技工士の社会的有用性をアピールすることを検討すべきである。

(3) 明確な委託受託関係下の適正な歯科技工所間連携による環境適応

CAD/CAM 装置等の機材の普及と情報通信技術の活用が多様化するなど、歯科補てつ物の作成過程にも変化が生じている。歯科補てつ物等の作成の責任の所在を明確にするためにも、委託受託関係、設備や人材確保等について、法令の整備と法令を遵守した運営、医療関連職種としての高い倫理観が求められる。

また、多数を占める小規模歯科技工所の健全な運営のためには、法令に根拠を持つ歯科技工所識別とトレーサビリティの確保された歯科技工所間連携も、環境変化に対応した一つの方法として取り組む必要がある。

(4) 歯科技工士の業務の検討

歯科技工士の業務については、前述の「歯科技工士に関する有識者懇談会」でも触れられているが、その後、時代の進歩によって「顎顔面補綴やエピテーゼ」、「人工乳房」、「人工骨」等を歯科技工技術の応用と歯科技工士の職能を活かして作成することができるようになってきた。

既にエピテーゼについては、一部の歯科技工士教育機関でカリキュラムに導入し、知識と技術を修得した歯科技工士が作成を依頼されている例もあることから、関連する他の医療団体や学術団体とも協調して整備する必要がある。

(5) グローバル化の中での歯科技工士

日本の歯科技工士は各国から高く評価され、海外で活躍している歯科技工士も増えている。同時に今後、グローバル化が一層進む中で、国外からの歯科補てつ物等の作成依頼についても積極的に対応することが必要である。

■課題の実現に向けて

日本が直面する人口減少と超高齢社会の到来の中で、持続可能な社会保障制度を維持するためには、健康寿命の延伸が不可欠であることは言うまでもない。近年、全身の健康と歯科医療との関連性が注目され、歯科医療が果たすべき新たな役割が期待されていることから、その一分野を担う歯科技工士の存在はますます重要である。

これまで述べてきた歯科技工に関わる課題に対する施策を実現させるためには、当事者である個々の歯科技工士の努力とともに、そのナショナルセンターである日本歯科技工士会が積極的に施策を講じることが重要である。また同時に、関係者が、国民の健康増進に寄与するという大局的な見地に立脚した早急な取組みを実行することが求められる。

以上、述べてきた我々の提言が、これからも歯科技工士が夢と希望を抱いてこの職業に従事できるように活かされることを強く希望する。